

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 13 日

国立大学法人 広島大学
学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 八 認 公 計 士 上 藤 澤 吉 幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第95条において准用する独立行政法人通則法（以下「准用通則法」という。）第10条の2第1項第1号に基づき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

財政及びその関係するべき、国立大学法人広島大学の平成25年度4月1日現在の

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる

国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、

実施した。この監査は、当監査法人が財務諸表に重要な虚偽の表示がないことを必要としない場合

に、合理的な保証を得ることを目的として行われる。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施

された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

実施された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

実施された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

実施された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

実施された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

実施された。監査手続は、当監査法人の監査計画に基づき、当監査法人の監査計画に基づき、

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見を表明することにある。

准田通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による案の処分は適法であることと認める。

監査人は、準田通則法第10条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年度

当監査法人は、第7期事業年度に会計監事人に選任されたので、事業報告書に記載されて

いる事項のうち第6期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監事人の監査と受けを財

事業報告書に関する報告

監査人は、事業報告書（第7期事業年度）及び第6期事業年度の会計に関する部分に

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載